

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第一項の規定によつて県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・区画整理事業）原山地区の換地計画において、次表の従前の土地は、非農用地区地域内に換地する土地として、平成二十七年九月七日異種目換地指定をした。

平成二十七年九月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

安芸高田市高宮町	市 町
羽佐竹	大字
原山	字
一九一九番	地番
田	地目
二、四二二平方メートル	地 積